

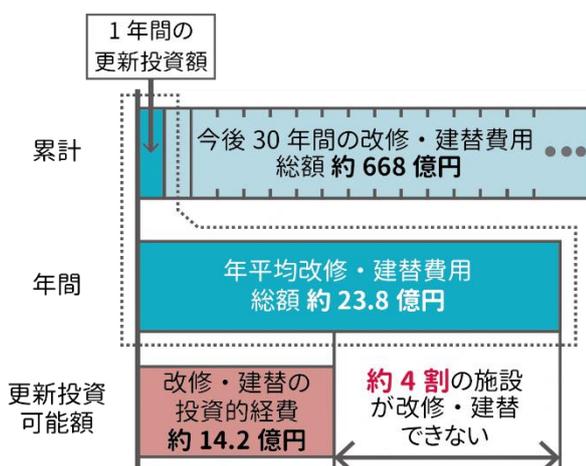
## ● 計画の背景

大田市の公共施設は老朽化しているものが多く、全ての公共施設を建替え・維持管理することが難しい状況にあります。このままでは、公共施設の倒壊や公共サービスにも悪影響を与え、まちが荒廃することになりかねないため、公共施設の活用方法やあり方を検討していく必要があります。

このことから大田市では、公共施設の総延床面積を、2045年度までに30%以上削減することを目標としています。

本計画は、この目標に向けて、適切な施設整備や維持管理による資産管理と、市民の皆様が使いやすく効率的な施設配置をしていくための、より具体的な方針を示したものです。

### ■大田市の公共施設の状況



- 大田市の公共施設の約3割が昭和56年以前の耐震性が低い建物

→今後、耐震化のための改修・建替えを行わなければならない施設が多数！

- 大田市が公共施設の維持・整備にかけてきた費用は年平均約14億円
- 今後30年間で必要な公共施設の維持・整備費用は年平均約24億円

→現在ある公共施設の4割は改修、建替が難しい状況！

このことを受けて…

— 大田市の目標 —

**市が保有する施設の総延床面積を、2045年度までに30%以上削減する**

実現にむけて…

### ■公共施設適正化計画で取り決めること

- 施設の適正配置を行っていく上での具体的なルール
- 統廃合や複合化、移譲など、個別施設の具体的な再配置の方向性
- 施設の適正化を着実に実行していくためのロードマップ
- 計画の推進に向けた庁内推進体制を構築するための方向性

等々を定めています。

## ●適正化に向けた基本方針

公共施設の適正化を進めていくために、以下のルール（基本方針）に沿って、取り組みを実施・推進していきます。

### 基本方針1 施設総量の適正化

- 1) 施設の安全性と必要性等を検証し、施設の総量を削減する。
- 2) 未利用施設や当初の目的を終えた施設は、原則廃止する。
- 3) 施設の建替えは統廃合及び複合化を基本とする。
- 4) 相互利用や共同運用による効率化を図る。
- 5) 施設の新設は、必要不可欠と判断したもののみ整備する。

### 基本方針2 民間活力の導入

- 1) 民間で担うことができるサービスについては、民間譲渡を進める。
- 2) 民間の資金やノウハウを活用した施設の建替え・運営を検討する。
- 3) 跡地の有効活用により、歳入を確保する。

### 基本方針3 長寿命化の推進

- 1) 予防保全と長寿命化により、ライフサイクルコストを縮減する。
- 2) 安全性の確保、安全・安心なサービスを維持する。
- 3) 受益者負担の考え方に基づく効率的な管理運営を行う。

## ●対象施設の実施方針

まずは、施設の安全性と必要性を最優先に考慮し、すぐ取り組む第1期計画においては、未利用施設や当初の目的を終えた（終える）施設、旧耐震基準施設や耐震性が認められない施設についてを検討対象施設とし実施方針を定めました。その他施設については第2期計画以降に施設のあり方を検討していきます。

### （1）第1期対象施設（2016（平成28）年度～2021年度）

対象となる施設	① 未利用施設や当初の目的を終えた（終える）施設 ② 旧耐震基準該当や耐震性を満たしていない施設（耐震診断未診断施設を含む）
実施方針	① 施設の廃止を原則とする。 ② 耐震性を満たしていないため、優先的に施設のあり方、方針を検討する。
対象施設数	101 施設（①：41 施設 ②：60 施設）※詳細は本編参照

### （2）第2期以降対象施設（2022年度以降）

対象となる施設	第1期対象施設に該当しない、他の施設
実施方針	該当施設が大規模改修、あるいは建替の時期を迎える3年前を起点に、施設のあり方、方針について検討を開始する。
対象施設数	306 施設 ※詳細は本編参照

## ●適正化に向けた今後の展開

今後の公共施設適正化事業を推進・加速していくために、重点的に推進していく取り組みを以下に位置付けます。

### 取り組み1 公共施設適正化推進委員会による計画推進の進捗管理の実施

- 第三者委員会を設置した上で、「進捗確認会議」を年2回程度開催し、目標達成状況、各施設の整備優先度や方針検討、施設計画に係る事前審査・協議を定期的を実施。
- 第三者委員会で、適正配置のモデルをつくるための検討や、市民周知・合意形成等、活動方策の検討なども同時に実施。
- 適正化実現までの第三者評価システムとして構築・運用。



### 取り組み2 適正化推進に向けた継続的な職員研修の実施

- 職員の意識醸成に向けた職員研修（全職員対象）の定期実施。
- 適正化スキルの習得に向けて、庁内専門職員や、第三者委員会、外部専門家等による実践研修（担当課職員対象）などを年1回実施。



### 取り組み3 公共施設適正推進に向けた市民への周知・醸成に係る活動の継続

- 公共施設の適正化に向けた検討ワークショップや市民との会議、出前講座等、市民が公共施設の検討に関わり、関心を持ってもらえる機会の創出。
- シンポジウムの実施や、ワークショップ結果のSNS、HP、広報への掲載、市民白書への整理など、情報発信の推進。
- 学習カリキュラムの展開や、出前教室、学生向けの学習機会の創出など、今後の公共施設を担う世代への意識の醸成。



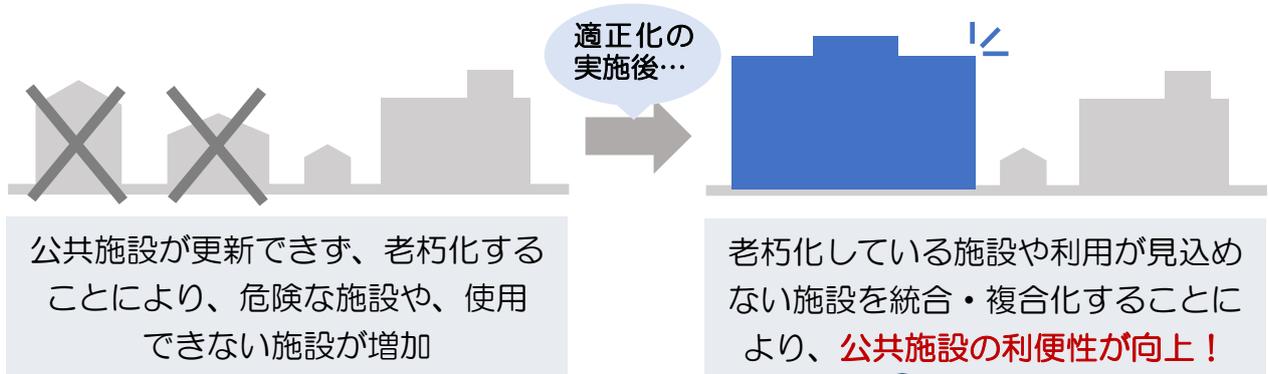
### 取り組み4 公共施設の適正化・活用に係る活動の推進

- 未活用、あるいは支所などの有効に活用されていない公共施設を市民活動の場として積極的に活用することや、会議、ワークショップ等、コミュニティの場とすることで、公共施設を有効活用したモデルの構築。
- 複合化等の実施が可能なモデルを対象とした、複合化実証実験の実施。



## ●大田市の30年後の姿（一例）

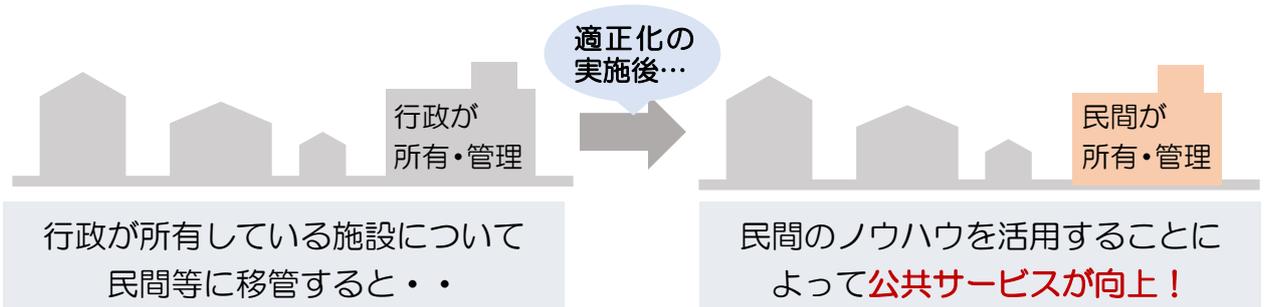
### ■施設総量の適正化により、公共施設が便利で使いやすくなっている！



#### 施設の統合・複合化の効果

- 共用部の面積削減（トイレ・廊下など）
- 使用されていない機能、部屋の削減等による施設運営の効率化
- 窓口やサービスの統一化による、利用者の利便性向上
- 公共施設の多機能化に伴う、多世代、世代間の交流促進が図られる など・・・

### ■民間移管等により、公共サービスが向上している！



### ■公共施設を長寿命化することで、長く使えるようになる！



## ●お問い合わせ

大田市 建設部 建築営繕課

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111 番地

TEL : 0854-83-8010

FAX : 0854-82-1722